



調査票を記入する前に(調査票 A 用)

調査票
2ページ

調査票
3ページ

調査票
4ページ

調査票
5ページ

調査票
6～9ページ

調査票
10ページ

記入例
の種類の

訓練の内容
例示一覧
学習・自己啓発

内容例示
一覧の種類の

この『調査票を記入する前に』をよくお読みになってから、調査票にご記入ください。

- あなたの世帯に住んでいる人のうち、平成 23 年 10 月 20 日現在で、すでに 3 か月以上一緒に住んでいるか、または、3 か月以上にわたって一緒に住むことになっている 10 歳以上の人は、もれなく記入してください。

(注) 家族以外の人でも、生計を共にしている単身の同居人や単身の住み込みの雇人は、あなたの世帯に含めてください。

- 10 月 20 日現在、病院や療養所に入院している人や社会福祉施設に入所している人などは、記入する必要はありません。

◎旅行、出稼ぎなどで自宅を不在にする場合であっても、期間が 3 か月未満の人については、自宅で調査します。

◎3 か月以上にわたって、住んでいる所も住むことになっている所もない人は、現在いる場所で調査します。

◎学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒・児童は、住んでいる期間にかかわらず、その学生寮・寄宿舎などで調査します。

- 調査票 6～9 ページの「26 生活時間について」は、指定された日の状況を記入してください。また、記入に当たっては、別にお配りした『生活時間メモ』を活用してください。

- 記入には、必ず黒の鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。また、鉛筆の粉、消しゴムの消しクズは、きれいに取り除いてください。

社会生活基本調査コールセンター

★調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたらコールセンターにお問い合わせいただくか、調査員が訪問した際にご質問ください。

☎ 0570-08-1020 (ナビダイヤル)

IP 電話・PHS の場合：03-4334-1020

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

※IP 電話・PHS 用電話番号の通話料金は、それぞれ所定の通話料金となります。

設置期間：平成 23 年 11 月 4 日 (金) まで
受付時間：午前 8 時～午後 9 時
(土曜・日曜・祝日もご利用できます)

●世帯員のうち一人は必ず「世帯主」とし、他の世帯員は「世帯主」とした人からみた続き柄によって記入します。

◇世帯主・・・世帯主が出稼ぎなどのため、3か月以上不在の場合は、世帯員のうちから世帯主に代わる人（例えば配偶者）を選んで「世帯主」とします。

●年、月は右づめで記入してください。
 なお、空いた枠を「0」で埋める必要はありません。

▼「未婚」には
 小学生など結婚できる年齢に満たない人も含めます。

▼ここでいう「学校」とは

- ・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院などの学校をいい、それぞれ、入学資格や在学年数が同等でこれらの学校の卒業に相当する資格が得られるものを含めます。
- ・高等学校・短期大学・大学・大学院には定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- ・小学校を中途退学した場合は、「在学したことがない」とします。
- ・予備校・洋裁学校・料理学校・語学学校や職員・社員の研修所・養成所・訓練所などは含めません。
- ・ただし、専修学校や各種学校については、入学資格や修業年限により、それに相当する学校区分に記入します。
- ・なお、次の表に該当しない場合は、直前の最終卒業学校について記入します。

1 氏名・男女の別
 (氏名) 阿部 雅人 男 女

2 世帯主との続き柄
 ・世帯主の配偶者(夫または妻)の祖父母・兄弟姉妹は それぞれ祖父母・兄弟姉妹に含めます
 ・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます

3 出生の年月
 ・該当する元号または西暦に記入した上で、年・月を記入してください
 ・年を西暦で記入する場合は、西暦年の4ケタを記入してください

4 配偶者の有無
 ・届出の有無に関係なく記入してください

5 教育
 ・「在学中」の人はその学校 「卒業」の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の学校)について記入してください
 ・学校の区分については、「調査票を記入する前」をごらんください

6 あなたの子どもはどこに住んでいますか
 ・60歳以上の人のみ記入してください
 ・子の配偶者も子を含めます
 ・子が二人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について記入してください

7 15歳以上の人は記入してください
 7 15歳以上の家族の介護をしていますか
 ・介護とは、日常生活における入浴・着がえ・トイレ・移動・食事などの際に 何らかの助けをするをいいます
 ・介護には 介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含まれます
 ・一時的に病気で寝ている人に対する介護は除きます
 ・介護している家族が自宅外にいる場合は 介護している家族が住んでいる場所について記入してください

8 15歳以上の家族の介護をしていますか
 ・仕事とは、収入を伴う仕事をいい、自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・アルバイトなどを含めます
 ・通学には、予備校・専修学校・各種学校などに通っている場合も含めます
 ・育児休業や介護休業などのため仕事を一時的に休んでいる場合は、「仕事をしています」とします

9 仕事をしたいと思っていますか
 仕事をしたいと思っている 仕事をしたいと思っていない
 仕事を探している 仕事を探していない

10 1週間に何時間ぐらい働きたいと思っていますか
 ・希望する時間だけ働けるとすれば、1週間に何時間ぐらい働きたいかについて記入してください

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程(専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもので高度専門士の称号を得られるもの(注)	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもので専門士の称号を得られるもの	短大・高専
専修学校高等課程(高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧制中

(注) 平成18年3月までの卒業者は「短大・高専」とする。

- ふだんの状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上介護をしていれば「ふだん介護をしている」とします。

▼ここでいう「仕事」とは

収入（ただし自己所有の株券などの売買差益により得た収入を除く。）を伴う仕事をいい、内職、臨時の仕事、アルバイト、パートで行っている仕事も含めます。

また、家族の人が自家営業の仕事を手伝っている場合は、無給であっても「仕事」に含めます。

▼「仕事をしている」とは

ふだん仕事をしており、今後も仕事を続けていく場合をいいます。

- ・仕事を休んでいる場合は、収入の有無にかかわらず「仕事をしている人」に含めます。
- ・仕事があつたりなかったりする人や忙しいときだけ自家営業の仕事を手伝う家族の人など、ふだんの状態がはっきり決められない場合は、おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」とします。

▼ここでいう「通学」には

小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校または専修学校に通っている場合も含めます。

●将来的なことではなく、現在仕事をしたいと思っているかどうかによって記入します。

▼「仕事をしたい」とは

現在仕事をしたいと思っており、仕事があつたとき、その仕事につくことができる場合に限ります。

- ・子供が小さく、子育て後に仕事をしたいと思っている場合は、「仕事をしたいと思っていない」とします。
- ・在学中の学生が、その学校を卒業後に就職を考えている場合は、「仕事をしたいと思っていない」とします。ただし、アルバイトなどを探していれば、「仕事を探している」とします。
- ・来春、学校卒業後でなければ仕事につかないという人は、「仕事をしたいと思っていない」とします。

▼ここでいう「仕事を探している」には

公共職業安定所（ハローワーク）や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらったり、新聞広告の求人欄を見て応募をしている場合、また、その結果を待っている場合や労働者派遣事業所に登録して仕事があるのを待っている場合も含めます。

さらに、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合も含めます。

▼「希望する時間」には

本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなど、それらすべての時間を含めます。

ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。

▼二つ以上の仕事に従事している場合は

おもな仕事(収入が多い方, 収入が同じ場合は勤務時間が長い方)について記入してください。

- ◇雇用されている人……会社・団体・官公庁や個人商店などに雇われている人をいい, 住み込みの家事手伝い, 日々雇用されている人, パートやアルバイトなどで働いている人も含めます。
 - ◇会社などの役員……会社の社長・取締役・監査役, 独立行政法人の理事・監事などの役員をいいます。
 - ◇雇人のある業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで, 人を雇って事業を営んでいる場合をいいます。
 - ◇雇人のない業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などで, 本人または家族だけで事業を営んでいる場合をいいます。
 - ◇自家営業の手伝い……自営業主の家族で, その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。
(家族従業者) 給料・賃金をもらっている場合は, 家族であっても, 「雇用されている人」とします。
- ◆「労働者派遣事業所の派遣社員」は, 他に当てはまるものがあっても, 「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。

▼「フルタイム」には

勤め先での呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても, 1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の場合は含めます。

- 育児休業や介護休業など, 仕事を一時的に休んでいる場合は, 休業前の状態について記入してください。

- 年次有給休暇がある場合で, 今の仕事について1年未満の人や育児, 介護, 病気療養のため, この1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は「その他」とします。

▼時間単位または半休などで年次有給休暇を取得した場合は

この1年間に取得した年次有給休暇時間を合算して, あらかじめ決められた1日の労働時間によって日数に換算して記入します。

端数については切り上げます。(例) 年次有給休暇を10日と4時間取得した場合は「11日」とします。

★「本人の仕事の種類」欄の記入例は, 21ページを参考にしてください。

- 勤め先の事業の内容ではなく, 本人がしている仕事の内容を記入してください。

「会社員」, 「事務員」, 「営業部員」, 「工員」, 「公務員」のようなおおまかな書き方ではなく, 実際にどのような仕事をしているかがわかるように記入してください。

例えば, 「看護師」, 「美容師」など, 仕事の内容を十分に言い表す職名があるときは, その職名をそのまま記入してください。

「労働者派遣事業所の派遣社員」は, 派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を記入してください。

▼二つ以上の勤務先で仕事の内容が異なる場合は

そのうちおもな仕事(収入が多い方, 収入が同じ場合は勤務時間が長い方)を一つだけ記入してください。

▼一つの勤務先で二つ以上の仕事に従事している場合は

勤務時間が長い方を一つだけ記入してください。

勤務時間が同じ場合など, 勤務時間によって判断することができない場合は, 以下の例を参考に記入してください。

- ・技能的な仕事と販売の仕事の両方をしている人は, 技能的な仕事を記入してください。

(例) 靴の修理と販売をしている人…「靴の修理」 薬の調剤と販売をしている人…「薬剤師」

- ・経営者で経営管理以外の仕事に直接従事している人は, その直接従事している仕事を記入してください。

(例) 食堂の経営者で調理もしている人…「食堂の調理人」 病院の院長で内科の診療もしている人…「内科医師」

▼「就業時間」には

- ・ 本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどを行っている場合は、それらすべての時間を含めます。ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。
- ・ 家事の時間や、無報酬または実費程度の金額の支払いを受けているボランティア活動などの時間は含めません。
- ・ 残業や早出をした時間もそれが継続的でふだんの状態であれば含めます。
- ・ 時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

11 勤めか自営かの別

・業主とは 個人で事業を経営している人(農業などを含む)や自営業の人をいいます
雇用されている人は、勤め先における呼称について記入してください
・労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます

正規の従業員	パート	アルバイト	契約社員	嘱託	労働者派遣所の派遣社員	その他	会社などの役員	雇人のない業主	雇人のない業主	自家営業の手伝い	家庭内(内職)
--------	-----	-------	------	----	-------------	-----	---------	---------	---------	----------	---------

12 勤務形態

・ふだんの勤務形態について記入してください
・フルタイムとは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務(1日8時間で週5日)をいいます
・短時間勤務とは、フルタイムの人に比べ、1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務(1日6時間、1日8時間で週3日)をいいます

フルタイム	短時間勤務
-------	-------

13 年次有給休暇の取得日数

・年次有給休暇がある場合は、そのうちこの1年間に取得した年次有給休暇の日数を記入してください
・病気休暇・育児休暇などは除きます
・年次有給休暇がない場合は、年次有給休暇がないに記入してください

0日	1~5日	6~10日	11~15日	16~20日	21日以上	その他(記入しない)	年次有給休暇がない
----	------	-------	--------	--------	-------	------------	-----------

14 本人の仕事の種類

・実際にしているおもな仕事の内容を詳しく記入してください
・記入に当たっては、「調査票を記入する前」に記入してください

出荷伝票の整理事務

15 勤め先・業主などの企業全体の従業員数

・本社・本店・支店・出張所・工場なども含めた企業全体の従業員数について記入してください
・国営・公営の事業所に雇用されている人は、「官公などに記入してください」

1人	5人	10人	30人	100人	300人	1000人	5000人以上	官公など
----	----	-----	-----	------	------	-------	---------	------

16 ふだんの1週間の就業時間

・ふだん残業や副業をしている場合は、それも含めた1週間の合計について記入してください

15時間未満	15~29時間	30~34時間	35~39時間	40~48時間	49~59時間	60時間以上	その他(記入しない)
--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	------------

17 希望する1週間の就業時間

・希望する時間だけ働くとすれば、1週間に何時間ぐらい働きたいかについて記入してください

15時間未満	15~29時間	30~34時間	35~39時間	40~48時間	49~59時間	60時間以上	その他(記入しない)
--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	------------

18 ふだんの片道の通勤時間

・仕事も通学もしている人は、自宅から仕事をしている場所までについて記入してください

自宅	15分未満	15~30分	30~45分	45分~1時間	1時間~2時間未満	2時間以上
----	-------	--------	--------	---------	-----------	-------

19 ふだんの健康状態

・ふだんの健康状態について、もっとも当てはまる状態を記入してください

良い	まあ良い	まあ良くない	悪い
----	------	--------	----

20 仕事からの1年間の収入または収益(税込み)

・仕事からのこの1年間の収入について記入してください
・自家営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください
・ふだん副業をしている場合は、それも含めた1年間の合計について記入してください
・仕事について、1年未満の人は、1年間の見積額について記入してください

収入なし	50万円未満	50~99万円	100~149万円	150~199万円	200~249万円	250~299万円	300~399万円
400~499万円	500~599万円	600~699万円	700~799万円	800~899万円	900~999万円	1000万円以上	1500万円以上

●自宅を出てから仕事をしている場所に着くまでのふだんの通勤所要時間について記入してください。
徒歩や乗換え、待ち時間も含めます。

▼「仕事からのこの1年間の収入」には 毎月の給料、賃金、残業手当などのほか、期末手当やボーナスなども含めます。

▼この1年間に仕事を変えた人は この1年間に仕事を変えたり、新たに仕事についた人は、今の仕事についたときから現在までの実績を基にして、1年間の収入額を見積もって記入してください。前の仕事からの収入および退職金は含めません。

▼「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は 派遣先事業所が変わったかどうかにかかわらず、派遣元事業所から支給されたこの1年間の賃金・給料などを記入してください。

▼仕事を休んでいる場合は 育児休業や介護休業など、現在仕事を休んでいる人は、この1年間に仕事から得た収入があればそれについて記入してください。ただし、育児休業手当や介護休業手当などの給付金は除きます。

▼「従業員数」には

- ・ パートや臨時に働いている人も含めます。個人経営の商店や農家などの場合は、事業主自身のほかに家業を手伝っている家族も含めます。
- ・ 官公庁や国立大学法人、独立行政法人、国営・公営の事業所(例えば、公立の小学校・中学校・高等学校、公立の病院など)に雇われている人は、「官公など」とします。
- ・ 公庫、事業団などの政府関係機関の場合は、「官公など」には含めず、それぞれの従業員数の区分により記入します。
- ・ 「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は、派遣先の従業員数の区分により記入してください。